

発議提出案件

番 号	件 名
発議第 3 号	陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
発議第 4 号	貝毒の発生における原因究明と対策に係る意見書の提出について

発議第3号

陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会委員会条例（昭和34年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び陸前高田市議会会議規則（昭和45年議会告示第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月29日提出

提出者 陸前高田市議会議会運営委員会
委員長 菅野広紀

提案理由

議員定数の削減に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会委員会条例（昭和34年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 、、、（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 、、、（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名 称	定数	所管事項	名 称	定数	所管事項
総 務 常任委員会	<u>6</u>	～（略）～	総 務 常任委員会	<u>5又は6</u>	～（略）～
教育民生 常任委員会	<u>6</u>	～（略）～	教育民生 常任委員会	<u>5又は6</u>	～（略）～
産業建設 常任委員会	<u>6</u>	～（略）～	産業建設 常任委員会	<u>5又は6</u>	～（略）～
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の最初の日から施行する。